

第4章 貿易統計における商品の分類

山本泰子

はじめに

貿易統計は貿易の実態を正確に把握し、各国の外国との貿易の比較を容易にすることにより、国及び公共機関の経済政策ならびに私企業の経済活動に資することを目的として作成される政府統計である。現代世界において、国家間の経済の相互依存はますます増大しており、この実態を表す貿易統計への関心は各方面で非常に強まっている。

貿易統計の概念と定義については国際機関のガイドライン（注1）もあり、基本的には同じような特徴があるにせよ、細部は各国でかなりまちまちである。こうした情報は、利用に際して最低限知っておかなければならることは通常貿易統計資料のまえがきの部分に記載されているが、詳細は、日本を例にとるならば、「関税関係基本通達」の中の「外国貿易等に関する統計基本通達」に規定されている。

貿易統計を利用する場合に欠かせない情報の1つに、利用対象国の貿易統計がどのような商品分類体系に基づいて、外国と取引きされる商品を分類しているかの知識がある。輸出総額または輸入総額のみを利用する場合は品目分類の知識はなくてよいが、特定の商品及び商品グループの輸出入の金額や数量の動向を各国の貿易統計データの中から検索するには、検索対象データをどのように探し出せば引き出せるのか分類の知識が必要である。もしこうした知識のないままに貿易統計を利用しようとするならば、時間の無駄や、欲しいデータが見つからない恐れ、データを見逃してしまうことにもなる。かように、商品分類に対する知識は、貿易統計利用者にとって不可欠のものといってよい。

各国が貿易統計を作成するにあたって用いる商品分類には、以下の3つのタイプがある。

- (1) 国際連合の標準国際貿易商品分類（SITC・O、SITC・R1、SITC・R2、SITC・R3）を軸にした分類体系
- (2) 関税協力理事会の関税協力理事会品目表（BTN、CCCN、HS）を軸にした分類体系
- (3) その国独自の分類体系

a. 米国およびカナダで用いていた分類（ただし米国は1989年データから、カナダは1988年データからHS準拠）

b. 旧ソ連邦および東欧圏の独自の分類

c. その他

以上のうち、本稿では、標準国際貿易商品分類、関税協力理事会品目表、国際統一商品分類（HS）、標準国際貿易商品分類と関税協力理事会の品目表の特徴と関係、商品分類の改訂が貿易統計の時系列利用に及ぼす影響と接続の問題点、について、述べることとする。

<略語一覧>

標準国際貿易商品分類（The Standard International Trade Classification = SITC）

SITC・O（SITC Original）

SITC改訂版、SITC改訂第1版、SITC・R1（SITC Revised）

SITC改訂第2版、SITC・R2（SITC Revision 2）

SITC改訂第3版、SITC・R3（SITC Revision 3）

関税協力理事会（Customs Co-operation Council = CCC）

BTN（Brussels Tariff Nomenclature、基本的にはCCCNと同一であるが、CCCの初期の品目表をBTNと呼ぶことが多い。）

関税協力理事会品目表（Customs Co-operation Council Nomenclature = CCCN）

国際統一商品分類（Harmonized Commodity Description and Coding System = HS = 統一システム）

第1節 標準国際貿易商品分類（SITC）

各国貿易統計の相互比較の可能性を求めて、共通の商品分類を用いるべきだという認識がもり上がってきた気運が、1930年代になってようやく問題解決へ向けて具体的に進展がみられるにいたった。1937

年に国際連盟は統計専門家委員会の報告書『貿易統計のための最小品目表』(Minimum List of Commodities for International Trade Statistics)を発表したが、この最小品目表は、同連盟の「関税品目表案」の1937年改訂版に基づいたものであった。

この最小品目表発表以来、貿易統計データの更なる比較可能性の増大を求める要求及び提案が、各國政府その他から出されるに至った。そのため、第3回国際連合統計委員会は、連盟の最小品目表を改訂し、貿易の現状分析により適した、そしてますます昂まる国際比較可能性への要求により適した品目分類表の作成を勧告し、国連事務局は、各國政府及び専門家の協力を得て国際連合標準国際貿易商品分類1950年版(SITCオリジナル)を作成するに至った。統計委員会は1950年5月の第5回会議でこれを経済社会理事会に提出し、同7月12日の第386回理事会本会議で採択された。

経済社会理事会は、この分類が世界貿易の体系的分析の基盤として、また国際機関に貿易統計を報告する際の共通の基準として役立ち、かつ各國政府にかかる負担が軽減することを考慮し、この標準分類を次のような方法で使用するよう各國政府に勧告した。すなわち、

(1) 分類体系の大枠をそこなわない範囲で、各國の必要に合致するように修正を施して本分類を採用すること、

(2) 國際比較のために、各國のデータを本分類に従って再編成すること、

の2点である。SITCオリジナルの品目分類項目数は下記のとおりである。

1960年までにかなり多数の国々の政府が、品目別貿易データをSITCオリジナルそのもの及びSITCオリジナルに添いつつも自國にとって使いやすい分類体系に従って編成するようになった。

一方、当時ヨーロッパの諸国やヨーロッパの諸国以外でも、多くの国では関税品目表は関税協力理事会の1955年関税品目表(BTN)に基づいた分類を用いていた。これは次節で述べるとおり国際的に認められた品目表で、関税品目表の伝統に従った商品のグルーピングでまとめられているので、経済分析やデータ加工に適した経済統計を編成するためには、これらのデータを再分類する必要があった。しかし、各國にとって関税品目表に基づくデータとSITCオリジナルに基づくデータの2系列の体系の貿易統計データを作成することは非常な負担であり、とても受け入れられることではなかった。

この状況を改善するために、国連の名のもとに各國ならびに政府間機関の専門家グループは、SITCオリジナルと関税品目表を組み合わせたSITC-Revised(SITC改訂版)1960年を提案した。この改訂版は、両方の分類に対し若干の修正を加えることにより両者が完全に相互に対応する分類体系で、これにより、国際的に承認された関税品目表と国際的に承認された統計分類の利点を同時にそなえた分類体系が提供できることになった。

SITC改訂版も全商品を1桁目で10に分類し、それを更に細分していく体系をとっており、その項目数は下記のとおりである。

SITC改訂版は、SITCオリジナルと比べてはるかに進歩したものであったが、1960年代後期に

[SITCオリジナルの品目分類項目数]

大分類10 (1桁)	{ 中分類52 (2桁)	{ 小分類150 (3桁)	{ 細分類 (4桁)	{ 細々分類570 (5桁)	基本項目 570
---------------	-----------------	------------------	---------------	-------------------	-------------

(意味を持たせていない)

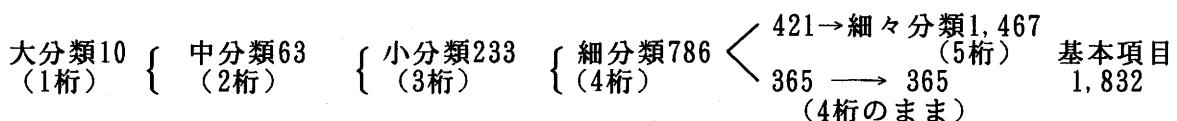
(出所) United Nations, Commodity Indexes for the Standard International Trade Classification, Preliminary Issue, New York, 1953. ST/STAT/SER.M./10/Rev.2.

[SITC改訂版の品目分類項目数]

大分類10 (1桁)	{ 中分類56 (2桁)	{ 小分類177 (3桁)	{ 細分類625 (4桁)	257→細々分類944 (5桁) 368 → 368 (4桁のまま)	基本項目 1,312
---------------	-----------------	------------------	------------------	---	---------------

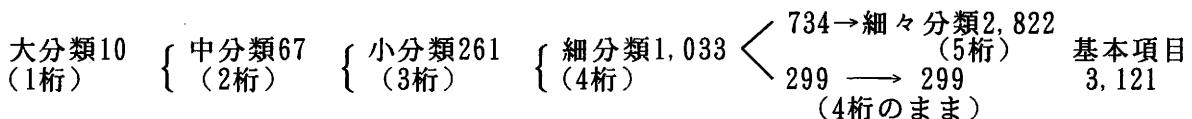
(出所) United Nations, Commodity Indexes for the Standard International Trade Classification, Revised, New York, 1963. ST/STAT/SER.M.

[SITC改訂第2版の品目分類項目数]



(出所) United Nations, Standard International Trade Classification, Revision 2,
New York, 1975. ST/ESA/STAT/SER. M/34/Rev. 2.

[SITC改訂第3版の品目分類項目数]



(出所) United Nations, Standard International Trade Classification, Revision 3,
New York, 1986. ST/ESA/STAT/SER. M/34/Rev. 3.

なると、急速な技術進歩によって従来の分類体系の枠におさまらない沢山の新商品の出現をみると至り、それらを分類表でカバーする必要からSITC改訂版をさらに時代に則した分類表に改訂する必要にせまられた。

そのため国連統計委員会は第15回会議報告書において、SITC改訂版を改訂して対外貿易統計の編さんや分析により適した分類表を作成せよという勧告をのせた。この勧告に応じて専門家グループが結成され、各政府及び国際機関の意見を集約し草案を準備した。統計委員会は特にSITCと関税品目表分類の完全な対応関係を維持するために、この両者の齊合を目的として関税協力理事会によって設置されたSITC-BTN作業部会の作業に基づき作成された最終草案を検討し、これを承認した。このような経過を経て経済社会理事会は加盟国に対し、1976年分からできるだけ早く第2次改訂版標準国際貿易商品分類(SITC Revision 2)に従って貿易統計データを公表するよう勧告した。

なお、SITC Revised を改訂したSITC・R2は、1960年以降の対外貿易の構造的变化を考慮して分類の有用性を増大するための修正、あるいは技術の進歩によってSITCを拡大するために必要なための修正を除いては、「小分類」(3桁コード)段階以上ではかなり改訂第1版の構造を保っている。しかし基本項目数は1,832と約500項目が増設され、特に「7」の「機械類及び輸送機器類」では、2桁コードが71,72,73類から71,72,73,74,75,76,77,78,79類に細分化された。SITC改訂第2版の項目数は、上記のとおりである。

SITC改訂第2版の項目が関税協力理事会品目表と齊合性のある対応関係にあることはすでに述べたが、項目の表現も両者同一とするよう配慮され、関税品目表の分類規定や解釈がSITC・R2に同じく適用されることになっている。

しかしながら、1981年1月に統計委員会はその第21回大会において、1973年のCCC総会で承認されてから着手されていたHS(Harmonized Commodity Description and Coding System)への移行に伴うSITC改訂第3版を実施しなければならないことを説明した。改訂第3版において考慮された諸点は次のようなものである。

- (1) 商品の性質及び商品の生産に使用される素材
- (2) 加工の段階
- (3) 流通及び用途
- (4) 世界貿易の見地からみた商品の重要性
- (5) 技術的変遷

統計委員会によって改訂を承認された最終案は、1985年5月に経済社会理事会において正式に採択された。また改訂第2版から第3版への改訂は、以下のような背景と目的及び事情といったものもあって実施されるに至った。

- (1) 貿易統計の国際比較の更なる改善
- (2) CCCNとSITC・R2の対応関係の保持についてCCCによってとられた行動
- (3) CCCNを改訂し、より細かい分類体系のHSに分割するためにCCCによってとられた行動
- (4) 国際経済分類の調和の上にたったSITC・R3への改訂

しかし以上は国連が表向きに述べている理由であ

って、実情は国際的に共通性のない独自の商品分類体系を用いていたアメリカとカナダを含めることに漕ぎつけたCCCのHS体系に、国連としてこれに齊合性をもたせた体系を作る必要があったというところが最も大きなポイントであると推察される。

SITC・R3の基本項目数は前のページに示したとおり3,121で、SITC・R2の1,832という基本項目数に比べてはるかに詳細な分類体系である。

第2節 関税協力理事会品目表

世界経済の発展のためには、国際貿易の拡大が不可欠であることはいうまでもない。しかしながら、国際貿易の窓口となる税関手続きが複雑すぎたり、国ごとに大きく相違していては、円滑な国際貿易は望めない。そこで、今世紀初頭以来、各国の税関手続きを簡素化し、標準化する努力が続けられてきた。1923年に国際連盟で作成された「税関手続きの簡易化に関する国際条約」はその最初の成果といえよう。

このような税関手続きの簡素化、標準化の努力は、第二次世界大戦後特に欧州において活発にみられるようになった。すなわちOEEC（欧州経済協力機構、現在のOECDの前身で、1948年に発足）の前身である欧州経済協力委員会の構成国16ヵ国うち、13ヵ国が1947年9月12日欧州関税同盟の設立を検討する旨の共同声明を行い、ベルギーの首都ブリュッセルに欧州関税同盟研究団を設立した。この研究団が、今日の関税協力理事会（Customs Co-operation Council = CCC）の母体となったものである。研究団は、戦後の経済復興、1948年のガットの発足等に伴い、国際貿易が一段と活発に行われるようになると、関税制度の調和化、統一化に向けて専門的な立場から種々検討を行うようになった。そして、これらの成果を単に欧州地域にとどまらず、全世界的なものとするために1950年12月15日ブリュッセルにおいて関税制度に関する3つの重要な条約を作成した。すなわち、

- (1) 関税協力理事会を設立する条約、
 - (2) 関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約、
 - (3) 関税における物品の評価に関する条約、
- である。これら3条約のうち、関税協力理事会の設立を規定した設立条約は、その効力発生に必要な7ヵ国の批准を得て1952年11月4日に発効し、関税協力理事会として発足するに至った。関税協力理事会は、母体が前述のとおり欧州関税同盟研究団であつ

た関係上、初期の加盟国は欧州諸国が中心であったが、その後世界各国の加盟がみられるようになり、1990年時点での加盟国数は107ヵ国である。

欧州関税同盟研究団は、設立条約と同じ1950年12月15日に「関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約」を作成し、59年9月11日に発効した。この条約は、前文、16ヵ条の本文及び末文並びに付属書としての品目表からなっているが、1955年に作成され、この条約と同時に発効したブリュッセル関税品目表の全面的置き換えにより、後者の品目表を関税協力理事会品目表の原型とみるのがよい。なお、まぎらわしいのだが、この時点の出版物のタイトルではBTNでもCCCNでもないBrussels Nomenclatureという表現を使っている。

関税協力理事会の品目分類表は固定的なものではなく、品目表条約の統一的な解釈及び適用の統一をはかり、物品の分類に関する情報の提供や助言を行うことを任務としている品目表委員会が毎年定期的に品目に関する検討の会議を開催して改訂している。そして1966年にこれを1955年版の第1版に続く第2版として関税協力理事会（CCC）のNomenclature、すなわちCCCNとしてとりまとめ、その後の修正、補遺を含めたテキストを1978年に出版した。CCCNは21部（sections）が、99類（chapters）に分けられ、それが更に1,011の4桁項目から構成されている。CCCNにのっとって貿易商品を分類する場合、この4桁の分類規定を守り、必要に応じて5桁目以下に細分化コードを付加することができる。

第3節 国際統一商品分類（HS）

CCCNは国際的に認められた品目表としてCCCの加盟国をはじめとする多くの国で関税率表に採用されていたが、

- (1) 世界貿易に重要な位置を占める米国とカナダが、CCCNにもSITCにもよらない独自の分類体系をとっているため、関税交渉や貿易摩擦の解消に多くの困難な問題をもたらしていたこと、
 - (2) 単に関税のために物品を分類するのに使用するだけでなく、陸、海、空の運賃料率表、倉庫保管料率表、損害保険料率表など、多目的に使用できることを考慮した分類表が必要であったこと、
 - (3) 技術進歩や貿易構造の変化に対応して、新たな分類コードの体系の構築が必要とされていたこと、
- などの理由により、関税協力理事会が1973年に京都

総会において、CCCNにかわる新たな国際統一商品分類（Harmonized Commodity Description and Coding System = H S）の開発を行うことを承認された。CCCが担当することになったのは、CCCが税関における商品の分類について責任を有する唯一の国際機関であることから、開発の必要性を提起していた欧州経済委員会が、CCCがこれを行う機関としてふさわしいと判断したためである。

CCCはHSの開発のために品目表委員会とは別にHS委員会(Harmonized System Committee)を設置し、品目表委員会と合同の「品目表・HS合同作業部会」を発足させた。委員会の正式メンバーは、日本を含む8カ国とヨーロッパ共同体(EC)、国際連合統計局(UNSO)、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)、国際標準化機関(ISO)、国際商業会議所(ICC)、国際海運会議所(ICS)、国際航空運送協会(IATA)、国際鉄道連合(UIC)など12の国際機関であるが、作業部会への参加は自由で、多くの関心国や機関が参加した。

HSはCCCNをベースとし、関税及び貿易統計の分類表としては、日本の関税率表、ラテン・アメリカ自由貿易連合の関税率表(NABALAC)及びECの貿易統計表(NIMEXE)、米国及びカナダの関税率表、カナダの輸出入商品分類表、米国の輸出統計表を、また運送関係の分類表としては、国際鉄道連合の標準商品分類表(NUM)、国際航空運送協会の国際航空貨物分類表(WACC)等を参考としている。

HSはCCCNの4桁体系を基本にしているといいうものの、1959年の発効以来抜本的な見直しが行われたことがないCCCNの部分的追加・修正では限界があり、結果的にはCCCNを全面的に見直すこととなった。そして出来上がったHS品目表はCCCNの99の類を最初の2桁とした4桁の体系をほぼ維持しているものの、21部の下位の97の類を最初の2桁とした6桁コードの全く新しい品目表となつた。HSではCCCNとは分類の基準そのものが随所で見直し、変更され、通則、部注、類注も書きかえられた。近年の技術革新の結果生産され、取引きされるようになった商品も特掲されて分類コードが与えられた。例として、CCCNでは特掲されていないため分類に困難をきたしていた、人工衛星、光ファイバー、光ファイバーケーブル、プレハブ建築物などがある。

HSは5,019の6桁レベルの号(6桁レベルは「号」"subheading"と呼ぶ)で構成されているが、商品を6桁にまで細分できない国での事も考

えて、1,241の4桁レベルの項(4桁レベルは「項」"heading"と呼ぶ)でも使える配慮がなされ、部分的適用として公式に認められている。また、5,019の号を更に細分化した体系を適用したい国には、7桁目以降にその国独自の細分化コードを付加することを認めている。ちなみに日本では、HSの6桁の号に日本独自の3桁コードを付加した9桁のコードを日本貿易統計の品目表としている。

HS条約(正式には「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」)は1983年6月、ブリュッセルで開催されたCCC総会で承認され、GATTとの調整を経て、HS準拠で貿易統計を公表できる国については1988年データから適用することになった。その結果、OECD諸国では米国とトルコを除く全ての国が1988年データから、米国とトルコも1989年データからHS準拠で貿易統計を公表するようになり、アジアNIESやASEAN諸国でも韓国、マレーシア、タイが1988年データから、インドネシア、シンガポール、台湾が1989年データからHS準拠で貿易統計データを公表している。1993年10月29日現在、71カ国がHS条約にサインしている。また、HS条約に署名していないてもHS分類またはHS体系にのっとった分類を適用している国数は48カ国にのぼる。

HSはCCCとして開発したものであったが、CCCN条約の締約国がすべてHS条約の締約国に移る保障はなく、CCCN条約国として残り得ることもありえた。こうした状況を開拓するため、CCCはHS6桁の上位4桁をもってそれまでのCCCNと置き換えることにした。そしてその発効をHSの条約の発効と同時期とすることにした。1988年以降の貿易統計データについてCCCN準拠とあった場合、1987年までのCCCNなのか、HSの上位4桁を意味するCCCNなのかは、統計のユーザーは注意する必要がある。

CCCは1992年4月30日、1989年以来続けてきたHSの実質的見直しの初めてのシリーズを報告した。また、1996年1月1日を目途に、大幅改訂の予定である。

第4節 国連のSITCと関税協力理事会の品目表(CCCN及びHS)の特徴と関係

4-1 SITCと関税協力理事会の品目表の特徴

各国が貿易統計の編さんと公表を行うようになっ

た時、ほとんどの国がその品目分類に適用したのが国連のSITCあるいは関税協力理事会品目表であった。そして、1988年適用貿易統計から、できる国からHS準拠で貿易統計を公表するようになり、1993年現在119カ国がHS準拠で貿易統計を公表していることはすでに述べたとおりである。

SITCは各国の協力と合意のもとに開発された分類体系であり、多くの国が共通して適用していることから、貿易統計の国際比較と貿易取引に関する基礎的情報の交流に有用である。また、全商品を0：「食料品及び動物」から9：「特殊取扱品」までの10のsectionの下に5桁（一部4桁）の細々分類コードに格付けする事により、4桁、3桁、2桁、1桁と商品の統合化が可能な体系になっている。特に原材料から最終製品までが加工段階や産業源泉別に1桁目から分類コードが違う構造は経済分析に適しているため、SITC分類の最大の利点である。

一方、1987年適用年まで日本をはじめヨーロッパ各国等、これまた多くの国が商品貿易分類に適用していた関税協力理事会の品目表は、関税率表として考慮された形式をとっている。そこでは、まず分類にあたっての全体の通則と部及び類に総説があり、分類に際しての注意事項が特記してある。更にCCCNでは4桁についての解説と、HSについては4桁と6桁の解説がなされて分類の誤りが起きないように配慮されていると同時に、分類違いが発生しそうな商品名とコードを注意書き的に併記し、除外品目規定も明確にされている。しかし、関税協力理事会の品目表は商品を上位桁にアグリゲートして意味を持たせるような体系でないことから、そのまま経済分析の材料としては利用しにくい。関税協力理事会の品目表の特徴は、SITCのように原材料から最終製品までが加工度によって分類コードが大きく離れるのではなく、同一の部及び類の下にまとめられている。またSITCではsectionの数字は必ず1桁目の構成要素であるが、CCCN及びHSでは類の数字の2桁は、4桁コード及び6桁コードの頭の2桁の構成要素であるが、部の数字は分類コード体系の要素にはなっていない。

例をあげてみよう。CCCN及びHSの第11部「紡織用纖維及びその製品」には、第50類から第63類まで繊、羊毛、原綿等の原材料から、それらから作られた糸、合成纖維、更にあらゆる織物、不織布、編物地、そして衣類をはじめとした全ての最終製品が含まれる。これらの物品がSITCの中ではどのように分類格付けされるかを見ると、原材料は2桁コードの「26」の下位コードに含まれ、糸、織

物及び纖維製品は同「65」の下位コードに、衣類及びその付属品は同「84」の下位コードに含まれるごとく、加工段階によって1桁目から異なるコードに分類される。このような両者のコード体系の差異は、木材と木材製品、皮革・毛皮とその製品、製紙原料と紙・紙製品及び印刷物、人造プラスチックとその製品、などの分類にも共通しており、CCCNとHSでは同一の部に属し、その下位の2桁の類も同一又は連続したコードが使われているが、SITCでは大分類の1桁から異なっている。

関税協力理事会の品目表の素材重視型分類体系はCCCNからHSへの移行に際してある程度の見直しがなされ、素材がなんであれ最終製品の機能や用途が同一であれば同一のコードに分類される商品が多くはなった。これらの例として、家具、照明器具、プレハブ建築物、反物状のキルティング物品、プラスチック及び紡織用纖維の壁面被覆材、腕時計のバンド、ヘアピン等があげられる。HSでは新設の分類コードを持ったこれらの物品は、CCCNではその物品が何の素材で作られているかによって、分類コードが多岐にわたっていたものである。

4-2 SITCとCCCNおよびHSの関係

関税協力理事会の商品分類体系は、関税率表としての用途を第一義的に目的としているため、国内レベルでの貿易統計の編さん用には適している。一方、国際レベルでデータベースとしてあるいは経済分析に利用する分類にはSITCが向いている。世界中の大半の国がこのどちらかの分類を基にして貿易統計をとりまとめていることから考えれば、この両者の対応関係が明確についていれば双方どちらの体系にも変換できるので都合がいい。

第1節で述べたとおり、そもそもSITC・R1は両体系の関連づけを目的として、SITCオリジナルと関税品目表を組み合わせて作成されたものであった。したがってSITC・R1はBTNと分類の範囲が完全に対応している。対応関係はSITC・R1は最も細かいコードが5桁であり、BTNは4桁であるため、項目によってはSITC・R1とBTNが1対1、またそれ以外の項目では多対1の関係になっている。国連のSITC・R1の原本（注2）では、対応するBTNの5桁目にA、B、C…が付されていて、国連は両者の関係が1対1であると言っているが、1955年関税品目表には、A、B、C…が付されていないし、BTN使用にあたって使用国が義務を負うのは4桁なので、上記のような関係になる。

SITC・R2も関税協力理事会の第2版品目表1966年版との齊合関係を保つため、SITC・R1から改訂されたものである。SITC・R2も細々分類は5桁コードであり、1966年版品目表CCCN（このあたりから、BTNという呼称より、CCCNという呼称を使うことが多くなった）も4桁コードであるため、完全対応ではあるが両者の関係はSITC・R1とBTNの場合と同様である。

HSの開発には国連統計局も積極的に協力した。HS条約批准国を中心に多くの国が1988年貿易統計から順次HS準拠でデータを公表するのに合わせて、国連はSITC・R2を、HSと完全に対応するSITC・R3へ改訂した。ただしSITC・R3の基本項目数は3,121であるのに対し、HSは関税協力理事会のそれまでの4桁の品目表と違って5,019の基本項目を持つ6桁の体系であり、HSの方が分類が細かくなっている。したがってHSとSITC・R3の対応は完全対応ではあるが、項目によってはHS6桁の複数のコードが、SITC・R3の1つの項目のコードと対応する関係になっている。

以上に見てきたように、貿易商品の分類は関税協力理事会の成立後、一貫して関税協力理事会主導で行われてきた。なお、HSはSITC・R3のほか、国際産業分類改訂第3版、及び中央生産分類（Central Product Classification = CPC）、EC内で用いられている経済活動産業分類とも連携している。

CCCN及びHSの分類体系の中に含まれていてSITCには含まれない物品に、（1）貨幣用金と、（2）金貨ならびに通貨、がある。これらの移転は、物的資産よりもむしろ金融資産に影響を及ぼすためにSITCからは除かれているが、1つの報告書に商品貿易と金及び通貨の取引の両方をのせる国のために、CCCNの品目表では分類コードが与えられている。

唯一HSとSITC・R3が細かい桁で対応づけられない品目にHS27.10項「石油及び歴青油（原油を除く）ならびにこれらの調製品」がある。国連はSITC・R3において、この物品の国際貿易上の重要性に鑑み、HS27.10項に対応する「334」の3桁コードの下に以下の細分類コードをもうけている。

- 「334」 石油及び歴青油（原油を除く）並びにこれらの調製品
- 「334.1」 撃発油（ガソリン）及びその他軽油
- 「334.11」 撃発油（ガソリン）、（航空機用のものを含む）

- 「334.12」 ガソリンタイプのジェット燃料油
- 「334.19」 その他撃発油並びにその調製品
- 「334.2」 燃油及びその他ミディアムオイル
- 「334.21」 燃油
- 「334.29」 その他のミディアムオイル
- 「334.3」 軽油
- 「334.4」 その他燃料油
- 「334.5」 潤滑油、その他ヘビーオイル

一方、CCCNでは数度の検討にもかかわらず、各國の基準の違いから細分の内容について合意に至らず、HS27.10は4桁の下位に細分コードが設けられていない。したがって、HSベースで編さんした国貿易統計をSITC・R3に変換したデータからは、「334」の下位分類コードのデータを検索することはできない。SITC・R3の品目表だけを見て、貿易統計データを利用する場合には特に注意が必要である。ちなみにOECD編集の貿易統計では、「334」の下位にアルファベット文字を入れて桁合わせをしているが、アジア経済研究所の検索システムでは、現段階ではアルファベット文字の入った品目コードでは検索できない。

第5節 商品分類の改訂が貿易統計の時系列利用に及ぼす影響と接続の問題点

これまで見たごとく、国連のSITCはオリジナルを除いて、経済分析に適した体系を保ちつつすべて関税協力理事会の品目表の改変に合わせて、それとの対応関係を維持することを目的にR1からR3まで改訂してきた。したがって、この2つの品目分類は桁のレベルの問題はあるものの完全に対応している。同時に単年次で貿易統計を利用する場合、世界レベルの利用でもほぼ問題はない。しかし、過去に遡って貿易統計を時系列で利用するには、分類の改訂が行われた前と後とでは、物品のくり方に変更が生じるので、連続年次で取引金額や数量を利用できなくなる。この節では、各分類表の間で分類の思想に変更のあった幾つかの例をSITCの系列でたどると共に、接続の問題点について考えてみる。

5-1 SITCオリジナルとSITC・R1

SITCはオリジナルの時代にまず10のsectionに分けること、細々分類（基本項目）は5桁とすることが決められ、この枠組はR3に至るまで変わっていない。一方、SITC・R1はBTNとの対応づけを目的として作成されたため、SITC・オリ

ジナルとは多くのコードで対応しない。またこの時期は電子計算機が未発達で普及しておらず、データベースの発想もなく、世界各国の貿易統計の公表のカバレッジも低かったため、その利用にも自ずから限界があった。しかしこうした状況下の貿易統計データにおいても、アジア経済研究所の統計部（現統計調査部）は両品目の関係を明らかにする必要性を認め、両コードを関連づけた対応関係一覧（注3）を出版している。

5-2 SITC・R1とSITC・R2

国連は、1976年の貿易統計からできるかぎり早くSITC・R2に基づいて品目を分類し、データを提供することを勧告したが、実際に先進国であるO

ECD諸国などから適用が始まったのは1978年である。この頃にはコンピューターの急速な進歩もあり、データベース的発想も日進月歩であったから、分類体系の異なった貿易統計データを時系列で使いこなすためにSITC・R1とR2の対応表の作成が必要とされたが、国連は、R1とR2の関係が、1コード対1コード、1コード対複数コード、複数コード対1コードの項目については明確な対応づけを示したが、包含される個別商品が完全に一致はないが一部分が対応する項目については注記で説明を行ったのみであった（注4）。

そこでアジア経済研究所統計調査部はこの注記の情報をもとに、SITC・R2の基本項目のコードの統計値を分割してSITC・R1の基本項目の統計値に接続させるための対応表を作成した。

表 SITC・R2→R1の変換表で、1桁目section間を移動した項目コード数

R1の各1桁へ R2の各1桁から		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1桁目コード全部	181									
1	1桁目コード全部		18								
2	1桁目コード全部			190			1	1			
	1桁目コードの $\frac{1}{2}$			1			1				
3	1桁目コード全部				30		5				
	1桁目コードの $\frac{1}{2}$				1		1				
4	1桁目コード全部					27					
5	1桁目コード全部						282				
6	1桁目コード全部			3				485	2	3	
	1桁目コードの $\frac{1}{2}$							1		1	
7	1桁目コード全部							1	310	7	
	1桁目コードの $\frac{1}{3}$									1	
	1桁目コードの $\frac{1}{2}$								1	1	
	1桁目コードの $\frac{1}{3}$								1		
8	1桁目コード全部					3		6	257		
	1桁目コードの $\frac{1}{2}$					1		1	2		
9	1桁目コード全部									9	
	1桁目コードの $\frac{1}{2}$								1	1	

(出所) アジア経済研究所作成 SITC・R2→R1 AJIKEN Convertero 野田作表。

品目分類コードの接続は、あるべき姿としては旧コード体系を新コード体系へ接続するのが望ましいが、技術革新等により新しく誕生した商品を格付けし、また体系も部分的に改善された改訂版品目表は、旧品目表より必然的に細かい体系となるため、R1の品目コードをR2の品目コードへ接続するのには不可能で、R2の1,832の基本項目をR1の1,312へ対応づけせざるをえない。

R1とR2では868の基本項目コードが1対1の関係にある。R1の1個の基本項目コードがR2の複数のコードの合計に対応するものが、R1では211コードある。すなわちR1の211コードがR2の797コードと対応する。その逆のR2の1コードがR1の複数のコードの合計に対応するものが64コードである。R2の64コードがR1の145コードと対応する。残るR1の88コードが、R2の100コードと複数コード対複数コードの関係にある。

この対応表はSITC・R2で分類されたデータを、基本項目レベルでR1コードにかなり機械的に対応づけているため、R2の1コードに対してR1が複数コードの対応をもつ商品については、かかわりのあるコードの数でR2の統計値を分割する方法をとっている。また、複数コード対複数コードの関係になる商品グループについても、R1の基本項目コードを軸にして、関係するR2のコードの統計値を振り分けて接続する方法をとっている。

R2からR1への変換表で、大分類1桁間で移動をみた基本項目コード数は前ページの表のとおりである。このうち、大分類1桁から変更された基本項目コードのみを以下に列記する。

(1) R1の大分類「2」(鉱物性燃料を除く食用に適さない原材料)の下位コードと接続したR2の大分類「2」以外の基本項目コード

- a. R2「651.21」(羊毛のトップ)
→ R1「262.8」へ
- b. R2「686.33」(亜鉛の粉、ダスト及びフレーク) → R1「284.08」へ
- c. R2「689.14」(マグネシウムのくず)
→ R1「284.05」へ

(2) R1の大分類「5」(化学工業生産品)の下位コードと接続したR2の大分類「5」以外の基本項目コード

- a.. R2「278.24」(天然のマグネシウム及びその他の酸化マグネシウム) → 酸化マグネシ

- ウム分として、2分の1をR1「513.64」へ
- b. R2「287.32」(酸化アルミニウム)
→ R1「513.65」へ
- c. R2「323.21」(石炭から製造したコークス並びにレトルトカーボン) → レトルトカーボンの分として2分の1をR1「513.28」へ
- d. R2「335.21」(石炭、亜炭、または泥炭を蒸留して得たタールその他の鉱物性タール)
→ R1「521.1」へ
- e. R2「335.22」(ベンゾール)
→ R1「521.4」へ
- f. R2「335.23」(トリオール)
→ R1「521.4」へ
- g. R2「335.24」(キシロール)
→ R1「521.4」へ
- h. R2「335.25」(高温コールタールの蒸留物)
→ R1「521.4」へ
- i. R2「893.91」(塩化ビニル樹脂の床張り用の板、タイル及びストリップ)
→ R1「581.2」へ
- j. R2「893.92」(塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物の床張り用の板、タイル及びストリップ) → R1「581.2」へ
- k. R2「894.63」(スポーツ用、狩猟用、射撃用銃弾及びこれらの部分品)
→ R1「571.4」へ
- l. R2「899.39」(フェロセリウム、その他の発火性合金及びその他の可燃性材料の製品)
→ フェロセリウム、その他の発火性合金の分として、2分の1をR1「599.93」へ

(3) R1の大分類「6」(原料別製品)の下位コードと接続したR2の大分類「6」以外の基本項目コード

- a. R2「246.02」(チップ状またはパーティクル状のパルプ用材)
→ R1「631.83」の一部分へ
- b. R2「775.85」(電気毛布) → R1「656.6 = 656.61 + 656.62 + 656.69」の一部分へ

(4) R1の大分類「7」(機械類及び輸送用機器類)の下位コードと接続したR2の大分類「7」以外の基本項目コード

- a. R2「697.35」(電気式以外の家庭用瞬間湯わかし器及び貯蔵式湯わかし器並びにこれらの部分品) → R1「719.43」へ

- b. R2「697.81」(重量が10kg以下の家庭用のコーヒーミル、肉ひき器、果汁しづり器等調理機器 → R1「719.41」へ
- c. R2「873.1」(気体、液体または電気の積算用計器及びその検定用計器) → 電気供給計の分として、2分の1をR1「729.51」へ
- d. R2「874.81」(電子式自動調整機器) → R1「729.52」へ
- e. R2「874.82」(電離線の測定用または検出用の電子式機器) → R1「729.52」へ
- f. R2「874.83」(その他の電子式測定用・検査用・分析用・自動制御式機器) → R1「729.52」へ
- g. R2「874.84」(電気式自動制御機器) → R1「729.52」へ
- h. R2「874.89」(その他の電気式測定用・検査用・分析用・自動制御式機器) → R1「729.52」へ
- i. R2「881.12」(写真用せん光器具及びせん光電球) → R1「729.2」の一部分へ

(5) R1の大分類「8」(雑製品)の下位コードと接続したR2の大分類「8」以外の基本項目コード

- a. R2「655.3」(ゴム糸を使用及びゴム加工したメリヤス編物及びクロセ編物) → R1「841.45」の一部分へ
- b. R2「658.98」(その他のメリヤス編みまたはクロセ編みの繊維製品) → R1「841.44」の一部分へ
- c. R2「659.7」(さなだその他これらに類する組物材料の物品) → 2分の1をR1「899.21」へ
- d. R2「697.51」(鉄鋼製の室内衛生用品及び部品) → R1「812.3」へ
- e. R2「751.82」(感光式複写機及び感熱式複写機) → R1「861.69」の一部分へ
- f. R2「759.19」(751.82の部分品及び付属品) → R1「861.69」の一部分へ
- g. R2「763.11」(コインオペレート式の電気蓄音機) → R1「891.11」の一部分へ
- h. R2「763.18」(その他の電気蓄音機及びコードプレーヤー) → R1「891.11」の一部分へ
- i. R2「763.88」(ディクテーティングマシン、その他の録音機及び音声再生機) → R1「891.11」の一部分へ

- j. R2「764.99」(763に該当する機器の部分品及び付属品) → R1「891.12」へ
- k. R2「785.31」(身体障害者用または病人用の車両) → 原動機付でないものについて、2分の1をR1「894.1」へ
- l. R2「785.39」(785に該当する物品の部分品または付属品) → 3分の1をR1「894.1」へ
- m. R2「792.83」(カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品) → R1「899.99」へ
- n. R2「951.09」(武器の部分品) → 軍用以外の武器の部分品として、2分の1をR1「894.33」へ

つぎに、R1からR2への改訂で520の基本項目コードが増加したが、著しく項目コード数が増えた3つの商品グループを例示しておく。

(1) 「人造プラスチック及び人造樹脂」(R1コード「581」、R2コード「582」及び「583」)

このコードに該当する商品グループはR1が作成された1960年からR2が経済社会理事会で正式に採択された1975年の間に多様化し、多くの商品の誕生をみたことから、分類の項目も細分化された。すなわち、基本項目コード数がR1の7コードからR2の44コードに増加し、例示されている品目も148から692に増えている。また、以上に分類される一次製品から加工されて作られた製品は、R1では「893.0」の1つのコードに全例示品目128が含まれるが、R2では「893」の小分類3桁コードの下に6個の4桁分類がもうけられ、さらに、「893.9」の4桁コードは5個の5桁コードを持つように体系が細かくなった。

(2) 「機械類及び輸送機器類」(R1コード「7」、R2コード「7」)

R1からR2への改訂の中で大分類「7」が一番大きく変わった。それは新しい技術により生まれた製品の多くが、この「7」に包含されるものであったため、これらの製品の格付けの必要性と、関税、統計作成、統計利用の各面から分類体系の細分化の必要性が求められた商品群であったためである。「7」だけで基本項目コードはR1の145コードからR2の320コードへ175項目も増加した。また、2桁中分類が、R1の「71」、「72」、「73」から、R2では「71」～「79」へ細分された。このため、

R 2 編さんの貿易統計を R 1 へ変換すると、統合項目が多くなり、オリジナルデータではせっかく独立していた商品群が R 1 の粗い体系の中に埋没してしまうマイナス面は大きい。

(3) 「衣類及びその付属品」(R 1 コード「84」、R 2 コード「84」)

ここに分類される商品も、R 2 への改訂でかなり細かく項目が細分された。基本項目コードは R 1 の 25 コードから R 2 の 97 コードに増加し、例示されている品目も細かく表示されるようになって、R 1 の 507 が 1,629 と大幅に増えた。

なお、R 2 の基本項目コードで、

- 「971.01」 金（非貨幣用のもの）
- 「971.02」 金を張った卑金属及び銀
- 「971.03」 金のくず

の 3 コードの対象となる物品は、CCC Nとの対応で品目表に含められているが、R 1 の体系では除外されている。また、R 1 の基本項目で、

- 「062.02」 糖類、糖水及び糖みつ
- 「081.91」 コーヒー豆の殻及び皮
- 「611.94」 パーチメント仕上げをした革
- 「899.96」 扇（手動式）

の 4 コードは、R 2 から接続させていない。理由は、R 2 の体系の中では多くの項目コードに分かれていること、沢山の商品を含む項目コードの中の 1 商品でしかなかったりするため、無理に接続関係をもたせるとかえって連続性をゆがめてしまうと思われるからである。

アジア経済研究所が作成した R 2 体系の貿易統計を R 1 体系へ変換するための対応表 SITC・R2→R1 AJIKEN Converter は、原則的には 1 つの項目コードのもとに包含される物品の範囲が完全に一致しない場合は、関係のある項目コードの数で統計値を機械的に分割して接続させる方式をとっているため、避けられない弱点を持っている。それは、貿易統計の分類表は 1 物品が 1 コードを持っているのではなく、類似の複数の商品に 1 つのコードが付されていて、実際に輸出入されるのは同一コードであっても国により年によって A 商品であったり、B 商品であったりするからである。1 つの項目コードが含む商品の数は、単に例としてあげられているだけでも数百に及ぶコードがかなりある。R 2 の「515.69」（その他の複素環式化合物及びヌクレイン酸）に含まれる品目の数は、例としてあげられているものだけでも 342 品目ある。真に品目と品目を接続させるのであれば、同一商品の取引について 100% の接続

がなされるべきであり、その確認がとれない統計値を、関係があるという情報だけで機械的に分割するのは最善ではない。したがって、ユーザーが利用対象国の貿易構造に特有な充分な知識を持つならば、利用目的に応じた貿易分類の対応表を作成して用いるのが望ましい。アジア経済研究所が作成したような汎用変換表は、どうしてもこうした問題点を解決しきれない。

しかしながら、貿易統計の利用者は常に基本項目レベルまたはそれより更に細かい各商品のレベルの輸出入統計値を必要とするわけではない。種々の概念にアグリゲートして利用する場合も多い。アジア経済研究所で作成した対応表は基本項目（5 衡または 4 衡）から 4 衡へ、4 衡から 3 衡へ、3 衡から 2 衡へ、2 衡から 1 衡へと、アグリゲートしても齊合関係を維持するように作られている。この点はこの対応表の長所といってよいであろう。我々貿易統計のデータベースにかかるものは、R 2 と R 1 の対応表についても更なる見直しと改善に努力していくたいと考える。

5-3 SITC・R 2 と SITC・R 3

SITC・R 3 は、SITC の骨格を維持しつつも、R 3 の 3 衡コード「334」（石油及び歴青油並びにこれらの調製品）の下位コードを除いて、実際には HS との完全対応から生まれているため、分類の思想が SITC・R 2 とは多くの商品群で大きく異なる品目表である。すなわち、SITC・R 2 と SITC・R 3 の不連続の理由のすべては、CCC N と HS の不連続の理由に帰する。この 2 つの接続関係の乏しい体系で分類されている貿易統計をあえて時系列で利用するには、SITC・R 1 と R 2 の接続で用いたような簡単な分割方式ではとても対応しきれない。本報告書では、この接続性の乏しいそれぞれの体系で分類された貿易統計値を時系列で利用するための試みとして、複数の分類コードをグループ化することによって、グループ間で接続する考え方を第 5 章に提示するが、本章では、どのような商品がどのような理由により、接続が困難になるのかを例示する。

(1) 海草類

R 2 では食用に適する海草及び藻類は「054.88」（その他の食用に適する植物の生産品）の一部分として含まれ、香料、医薬、殺虫剤、かんてん製造等に用いられるものは、「292.4」及び「292.98」の

一部分に含まれていたが、R 3 では「292.97」（海草、その他の藻類）として独立した。R 2 のデータからは、これと同一概念の物品の数値は引き出せない。

(2) 動物性または植物性の油脂、調製食用脂等

R 3 では「091.0」において調製食用脂の範囲が明確化され、動物性油脂と植物性油脂の分別物の混合物及び調製品が「091.09」の独立コードを持つに至ったが、これはR 2 の多くのコードの中の一部分である各商品から構成されるものである。また動植物油脂の分別物はそれぞれの動植物油脂の属する項目に属することになったため、R 2 の「431.2」は、全商品がばらばらになってR 3 の該当項目にはいることになった。R 2 の「431.2」に含まれる油脂と対応関係を有するR 3 のコードは22個に及ぶ。またR 3 では食用に適さない動物性油脂、植物性油脂及びこれらの油脂の分別物の混合物並びに調製品の関係品は、R 2 と分類の基準が大きく変わった。

(3) パルプ用材及び木材

R 2 の分類体系には、パルプ用材という3桁コード、4桁コード、5桁コードがあったが、R 3 では大幅な分類基準の変更の結果、パルプの原料としての木材は独立したコードにならず、粗の状態のものあるいは四割りのものについては製材用のものと区別されていない。ただし、パルプ用纖維板もしくはパーティクルボード製造用のチップ状またはパーティクル状の木材は独立したコードを持っている。いずれにしてもパルプ用という用途を特定したコードは、R 3 にはなくなった。木材に関しては、R 2 の「粗の木材」と「粗く角にし又は太鼓落とした木材」という分け方が統合によってなくなり、粗の木材が「保存処理したもの」(R 3 : 247.3)、「針葉樹でそれ以外のもの」(R 3 : 247.4)、「熱帯広葉樹でそれ以外のもの」(R 3 : 247.51)、「広葉樹でそれ以外のもの」(R 3 : 247.52)、と分類の基準が変わった。また、厚板と薄板の区分線が、R 2 の5ミリメートルからR 3 では6ミリメートルに変更になった。

(4) 紙、ウォッディング、フェルト、不織布に石けん、洗浄剤を塗布し、染みこませまたは被覆したもの

これらの物品は、R 2 ではそれぞれ「化粧品」

(R 2 : 553.0)、「石けん」(R 2 : 554.1)、「洗剤」(R 2 : 554.2)、「フェルト」(R 2 : 657.1)等に分類されていた。R 3 では、

$$554.1 = 554.11 + 554.15 + 554.19$$

に特掲されるようになった。このようなところにも、CCCNR 2 の素材重視分類から、物品の機能や用途重視分類に分類基準が変わったことがわかる。

(5) プラスチックの半製品及びくず並びに製品

プラスチックの半製品の分類は、R 3 すなわちHSにおいて分類の思想がほぼ全面的に変更された商品群である。詳細は分類表によるとして、変更になった点を簡単に記すならば、R 2においては、フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアミド、ポリウレタン、エポキシ樹脂、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、塩化ビニル樹脂等がそれぞれ4桁の細分類コードに分類され、次に5桁の細々分類コードとして、①液状、ペースト状、塊、粒及び粉状のもの、②管、棒、線、チューブ、異形押出し形品、③板、シート、フィルム、箔、ストリップのもの、④くずを含むその他の形状のもの、と分類されていた。これらが、R 3 では一次形状のプラスチック類は中分類「57」の下位に分類され、中分類「58」は一次形状以外のプラスチックが一括されて、4桁どまりコードで、①硬質の管、ホース、②軟質の管、ホース、③板、シート、フィルム、箔、ストリップ、④その他の形状のもの、と分類されるように改変された。それぞれの半製品の素材のプラスチックの種類はコードを持たず、4桁コードの中に含まれるため、R 2 分類との関係は、R 2 の各5桁コードの中の個別の商品が、それぞれに分かれてR 3 のコードに属することになる。「R 3 : 582.9」(プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、箔及びストリップ)や、「R 3 : 583.9」(エチレン重合体及び塩化ビニル重合体以外のプラスチックの単纖維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、棒及び形材)もR 2 分類とは切り口が違っていて接続しない。

次に、プラスチックの「くず」についてふれる。プラスチックの「くず」は、R 2 コードで、

「583.19」 ポリエチレン(くずのもの)

「583.39」 ポリスチレン及びその共重合体(くずのもの)

「583.49」 塩化ビニル樹脂(くずのもの)

「583.59」 酢酸ビニル-塩化ビニル共重合体(くずのもの)

の4つのコード以外は、樹脂のそれぞれの種類別の1つのコードの中の一商品として「くず」も含まれていて、プラスチック類のくずだけがまとめて特掲されてはいなかった。それがR 3では3桁コード「579」の下にまとめられ、「エチレン重合体のくず」(R 3 : 579.1)、「スチレン重合体のくず」(同579.2)、「塩化ビニルの重合体のくず」(同579.3)、「その他の人造プラスチックのくず」(同579.9)、と内訳されている。プラスチックのくずの処理並びに再利用は、地球環境問題の視点からも注目されるところであり、このくずの国際間の動きが貿易統計から読み取れるようになったことは便利になったが、R 2と接続して数値を見ることは無理である。

また、R 3ではプラスチックの製品の1つとして、「プラスチック製の床用敷物並びに壁面被覆材及び天井被覆材」(893.31)のコードが新設された。これらはR 2ではプラスチックの種類別コードの中の一商品であったため、R 2の23個のコードの中の一部分ずつの合計と対応するものである。

(6) 壁紙その他これに類する壁面被覆材

「R 3 : 641.94」に分類されることになったこれらの商品は、「R 2 : 641.97」の範囲が大幅に拡大して、R 2の素材別に分類されていた29個のコードの中の関係各商品から構成されるものである。

(7) 紡織用繊維及びその製品

R 3の中分類「65」及び「84」の下位コードは、紡織用繊維工業の中間製品、織物、不織布、衣類、衣類付属品とその部分品等々が分類されるが、これらの関係品はC C C N-R 2とは分類の思想が大きく変更になったものが多い。すなわち定義の変更や定義の新設、これらに伴う新しいコードの新設によってほぼ全部の細々分類コードにおいて、R 2とR 3は完全な対応関係を維持していない。ここでは顕著な例をあげるにとどめざるをえないで、詳細な関係は国連の資料(注5)を参照してほしい。

a. 小売用の糸の定義の変更

繊維の種類によって異なるが、R 2とR 3では「小売用の糸」の1個の重量が変更になったり、小売用の区分が廃止されたりした。

b. 縫糸の定義の新設

もめん糸及び人造繊維糸の中で「縫糸」のコードが独立した。

c. 木綿製以外の繊維のもじり織物(ガーゼ)

R 2の体系では、繊維のそれぞれの種類の中の一商品であったため、単独のコードを持っていなかつたが、R 3では「654.94」として独立した。

d. 紡織用繊維の壁面被覆材

R 2体系では独立したコードを持っておらず、素材等によりそれが該当するコードに属していたが、R 3では「657.35」として新設された。R 3のこのコードは、R 2の55個のコードに属す各商品から成るものである。

e. 反物状のキルティングした物品

これもR 2体系では独立したコードを持っておらず、素材の種類別にそれが該当するコードに属していたが、R 3では「657.4」として新設された。R 3のこのコードも、R 2の55個のコードに属す各商品から成る。

f. 小売用に包装された織物と糸からなるセットにした物品

「R 3 : 658.99」に新設されたコードであり、R 2では各織物及び糸のコードの中に含める以外適格な分類ができなかった物品である。

g. 乳幼児用の衣類及びその付属品

R 2の分類では乳幼児用の衣類及びその付属品は、女子用と同一コードの中に含まれており、独立していなかった。R 3体系では、身長が86センチメートル以下の乳幼児用の衣類としてコードが新設され、「メリヤス編み又はクロセ編みのもの」が「845.12」に、「それ以外のもの」が「845.11」に分類されることになった。

h. フェルトまたは不織布の衣類

これらの衣類は、R 3の「845.21」のコードのもとに一括して分類される。これらはR 2では50個にわたるコードの中の各商品として分類されていたものである。なお、プラスチック、ゴム、その他の物質を染み込ませたり、塗布、被覆、積層した外衣類は、「R 3 : 845.2」の下位コードに分類される。

i. 「外衣」及び「下着」の用語の廃止

R 2体系では「男子用の外衣類」、「女子用及び乳幼児用の外衣類」、「下着」の3桁小分類の下位に、オーバーコート、スーツ、ジャケット、ズボン、ブラウス、スカート等が単独で、あるいは幾つかがまとまって、最下位の5桁分類で素材規定がなされていた。R 3体系では、「外衣」及び「下着」の用語が消えて、5桁コードに「男子用スーツ」、「男子用オーバーコート等」、「女子用スーツ」、「女子用スカート」と項目だけがなされ、素材規定が消えている。これは、母体のH Sでは6桁コードの6桁目に、あるいは物品によっては下2桁のコードで素材を表しているのだが、5桁体系のS I T C

への変換の過程で消えてしまったものである。こうした理由により、R 3 の殆どの最下位分類コードは、R 2 の繊維の種類の複数コードとつながりを持つことになってしまい、両者を細分類または細々分類で接続するには不可能である。

j. その他の衣類付属品及び衣類又は衣類付属品の部分品

R 2 では衣類の部分品は該当する衣類と同じコードに、衣類付属品及び衣類付属品の部分品は「847.19」に分類されていたが、R 3 では新設コード「846.19」に一括して分類されることになった。したがって、「R 3 : 846.19」は、R 2 の54個のコードに属していた各商品から構成されている。

(8) 光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品並びに光ファイバー等

「R 2 : 664.2」（光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品）は、R 3 では廃止され、R 2 でのこのコードに属していた各商品は、特に光学と限定されない同種類のガラス製品と同じコードに分類されることになった。

また、R 2 には光ファイバーや光ファイバーケーブルの格付けのガイドがなかったが、R 3 では「773.18」に光ファイバーケーブル、「884.19」に光ファイバー及び「773.18」に含まれない光ファイバーケーブルがコード新設されて明確化された。

(9) 鉄鋼及び鉄鋼製品

鉄鋼、フェロアロイ、合金鋼、棒、形鋼、線などの定義が C C C N と H S の間で変更されたのに伴って、これらの物品の R 2 と R 3 の分類コードの関係は 2 桁コード「67」の下の 3 桁目から非常に入り組んだ複雑な関係になった。しかし、C C C N - R 2 の体系ではステンレス鋼が合金鋼に包含されていて独立していなかった不便さが解消して、「炭素の含有量が全重量の 1.2% 以下で、クロムの含有量が全重量の 10.5% 以上の合金鋼」をもってステンレス鋼と定義され、その他の合金鋼と 4 桁または 5 桁のレベルで区別されることになった。また、R 2 における帶及び板の表現がなくなつて、R 3 ではフラットロール製品の表現が用いられ、製品の定義がなされている。また、R 3 では高炭素鋼という表現もなくなった。以上の例でもわかるように、多くの分類の枠組の変更により、細々分類で R 2 と R 3 を接続させることは不可能である。ただし、R 2 の 2 桁分類「67」からはずれた「再溶解用のインゴット」（R

3 : 282.33）、「鉄鋼の鋳造品、鍛造品、スタンピング（鋳放し、打放し）」（R 3 : 692.41、699.62、699.63、699.65、749.13）や、逆に R 3 の中分類「67」に属すことになった「鉄鋼製の杭材」（R 2 : 691.1）や、「石油やガスのさく井機用ドリルパイプ」（R 2 : 723.9）以外は 2 桁中分類の外への移動がないので、中分類「67」で R 2 と R 3 のデータをおおよそ接続して利用することができる。また、銑鉄、スピーゲル、フェロアロイ、鉄鋼のインゴット等の物品は、R 2 と R 3 は 1 対 1 の対応関係にある。

(10) 人工衛星

C C C N - R 2 が作成された時点ではまだ誕生していなかった「宇宙飛行体（人工衛星を含む）及びその打上げ用ロケット」は、「R 3 : 792.5」に特掲されることになった。これまでには、通信衛星、気象衛星、探査衛星等、衛星の目的機能によって分類コードがまちまちではっきりしていなかったのが、このコード新設により 1 個所にまとめて分類されることになる。ただし、衛星の貿易統計上には問題がある。購入先国から直接打ち上げてもらうと、代金の支払は行われても、財が国境を超えないでの、貿易統計に計上されないのである。

(11) 分析機器類、各種計器、自動制御機器類

R 2 の分類では、商品の機能は同一でも方式によって分類コードが別であった。これらが R 3 では同一のコードに分類されることになった。例をサーモスタットにとると以下のようになる。

S I T C • R 3

S I T C • R 2	「874.81」電子式自動調整機器の一品目
	「874.84」電気式自動調整機器の一品目
	「874.3」圧力計、液面計、流量計、熱流量計その他の機器及びサーモスタットその他の温度自動調整機器の一品目
	「874.61」サーモスタット

こうした分類の枠組みの変更は、これらの物品のほとんどにみられるが、現在流通しているこれらの物品がほぼ全品電子式であることを考えれば、方式にとらわれず機能で分類するのは理にかなっているが、品目の接続については別途方策を考えなければ

ならない。

(12) ランプその他の照明器具類

「ランプその他の照明器具類」がHSの「94.05」項に新設されたのに伴って、R3では以下の対応項目がもうけられた。

SITC・R3

- 「813.1」 ランプその他の照明器具
- 「813.11」 シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具
- 「813.13」 卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ
- 「813.15」 電気式のランプその他の照明器具
- 「813.17」 非電気式のランプその他の照明器具
- 「813.2」 イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品

これらの物品は、R2ではいずれも材質分類がなされていたため、木製、石製、卑金属製、ガラス製、組物材料製、プラスチック製、陶磁製、動物の腸製、皮革製等で、それぞれ異なるコードの中の1品目として分類されていたが、改訂により製品を構成している素材は分類に影響を及ぼさないことになった。

(13) プレハブ建築物

工場生産建築物である「プレハブ建築物」が「R3：811.0」に新設された。このコードに分類される物品は、通常、①完成した建築物で完全に組み立てられ、直ちに使用可能なもの、②完成した建築物で組み立ててないもの、③未完成の建築物であっても、プレハブ建築物の重要な特性を有するもの、であって、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージ、温室等多様な用途に使用される。これらの物品は、R2では以下のようなコードに属する品目と対応関係を有する。

SITC・R2

- 「635.3」 建築用木工品及び木製建具
- 「663.32」 セメント製品、コンクリート製品、人造石製品
- 「663.92」 その他の陶磁製品
- 「691.1」 鉄鋼の構造物及びその部分品（家屋、橋、水門、屋根組み、扉、窓枠、手すり、柱等）並びに構造物用板、帶、棒、形材、管等
- 「691.2」 アルミニウムの構造物及びその部分

品（以下「691.1」に同じ）
「893.99」 プラスチックの製品

(14) 携帯用時計のバンド及びプレスレット並びにこれらの部分品

CCCN-R2で材質により分類されていたこれらの物品も、R3で「885.92」と「885.93」にコードが新設された。

SITC・R3

- 「885.92」 上記物品のうち
金属製のもの
- 「885.93」 上記物品のうち
金属製以外のもの

SITC・R2

- 卑金属製のもの（「897.2」の中の1品目）
- 貴金属製のもの（「897.31」の中の1品目）
- 繊維製のもの（「658.99」のうちの中の1品目）
- 革及びコンポジション
レザーのもの（「848.1」の中の1品目）
- プラスチック製のもの
（「893.3」の中の1品目）
- 真珠、貴石、半貴石を用いたもの（「897.33」の中の1品目）

(15) 手道具又は手工具のセット並びに卑金属製の柄

R2には格付けするコードがなかった「小売用の手道具又は手工具のセット」が、「R3：695.7」に新設された。また「R2：696.07」の「卑金属製の柄」は廃止された。

(16) スポーツ用の履物

R2では、独立したコードを持っておらず、各履物の一部に含まれていた「スポーツ用の履物」が、「R3：851.2（851.21～851.25）」に新設された。

(17) 双眼鏡ケース、カメラケース、楽器ケース等及び旅行用バッグ、リュックサック、買物袋、財布、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、宝石箱、刃物用ケース等

これらの物品はR2では素材別に分類されていたが、R3では素材を問わず「831.9」の下位の5桁コードに「ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品」が「831.91」に、「その他のもの」

が「831.99」に分類されることになった。

(18) コラージュその他これに類する装飾板

これもR 2では装飾としての特性を与える材質によって分類されていたが、R 3では材質とは関係なく「896.12」の新設コードに分類される。

(19) トラベルセット（化粧用セット、裁縫用具、洗面用具、靴磨き用具）

「R 3 : 831.3」で新設されたこれらセット物は、R 2では各単品で分類されているもので、セットを構成する物品の種類も必ずしも決まっておらず、R 2と関係づけることは困難である。

(20) くし、ヘアピン、ヘアスライドその他これらに類する物品

R 2では材質により分類されていたが、R 3では「899.89」にコードが新設され、一括して分類されることになった。

おわりに

現在貿易統計を公表しているかなりの国が、商品分類にHSを適用している。従来の貿易商品分類体系からHSに切り換えていく国は、今後逐次増えていくだろう。これは、「可能なかぎりHSで貿易統計を編さんすること」を提唱しているガットの意向でもある。同時に、経済分析等のためにはSITC体系に組み換えたデータも必要である。HSは1996年にかなり大幅に改訂される予定である。この改訂を視野にいれて、HSとSITC・R 3はどのような関係にあるべきだろうか。時系列利用にはどう対処したらよいか。また、世界貿易統計データベースに用いる分類には、どの分類が適しているか。

各国が編さんする貿易統計については、HSに準拠するのが望ましいとする点は国連とガットは意見を同じくしている。

国連は、経済分析に広く利用されているとしてSITC・R 3編さんの統計の役割を自負している。一方でHSの改訂を目前にして、SITC・R 3をどうするかについての選択肢には以下のようなものがある。

(1) HSの改訂ごとに、最も細かいコードのレベルで対応がつくように、SITC・R 3を改訂する。これについては、2つの考え方がある。1つ

は、SITCの細々分類の5桁コード体系を維持したまま対応づけをする考え方であり、もう1つはSITCもHSにあわせて6桁コード体系にするなど、構造的見直しも検討することである。

(2) HSが改訂されてもSITC・R 3を改訂せず、現状のまます。

(3) HSの改訂ごとにSITC・R 3を改訂しないが、大改訂の場合は考える。

(4) SITC・R 3は廃止し、時系列利用にはHSからSITC・R 2及びSITC・R 1の変換表を作成して、これを用いる。

現時点では、国連は1996年のHSの改訂に対応したSITCの作成を予定しているようであるが、詳細は不明である。一方、ガットは上記(4)の案を提案している。

データベースに用いる品目分類については、国連もガットもHSが適していると認識していることで意見が一致している。現在国連及びOECDが提供する電子計算機利用可能貿易統計の品目分類はSITCに基づいており、報告国の適用品目分類により、年によって、R 1、R 2またはR 3である。このうちR 3に基づいているデータは、原データはHS準拠であるとみてよい。

現行のHSとSITC・R 3の対応表では、HSの複数コードとSITC・R 3の1コードが対応する項目がかなりあり、HSで編さんされた原データをSITC・R 3に変換してしまうと、せっかく細分されている品目が統合されてしまう。すなわち、品目表上HSの6桁の項目数5,019とSITC・R 3の細々分類項目数3,121の差1,898項目分のデータが埋没してしまう。そして、SITC・R 3に変換された貿易統計データは、HSに戻せない。各国が国連など国際機関に送付する貿易統計データがHS準拠であるなら、国際機関が再編集してユーザーに供給するデータは、SITC・R 3に変換しないHS 6桁分類のデータであることが望まれる。時系列利用の目的には、HSとSITC・R 1、HSとSITC・R 2の対応表を作成する。対応表は、国連作成のもの、その他各国際機関作成のもの、データベースを保持する公的・私的機関が独自に作成するもの、ユーザーが自己の目的に合わせて作成するもの、などがあってよく、必ずしも1タイプである必要はないと考える。第5章でも取り上げるように、SITC・R 3に変換されてしまったデータとR 2のデータの細かい品目レベルでの接続性には、困難な点が多くある。データベースに用いる品目分類がHSなら、そこからSITC・R 1の1,312項目及びR 2の1,832項目との対応表を作成した方が、R

3を経由するより接続関係のよい対応表が作成されるはずである。

貿易統計データに対する需要は、多方面で今後ますます高まる方向にある。報告国別世界貿易統計データのとりまとめは国際機関でしかなしえないので、各国际機関には多角的な利用に耐える情報をもり込んだ速時貿易統計の編集と配布を望むと共に、各国は、常に最新の貿易統計の作成と国際機関への提供を心がける必要がある。

【参考文献】

(注1) United Nations, International Trade Statistics: Concepts and Definitions, New York, 1982. ST/STAT/SER.M/52/Rev.1.

(注2) United Nations, Commodity Indexes for the Standard International Trade Classification, Revised, New York, 1963. ST/STAT/SER.M.

(注3) アジア経済研究所統計部, Cross Reference between SITC Original and SITC Revised, 東京, 1967

(注4) United Nations, Statistical Office, Standard International Trade Classification, Revision 2, New York, 1975. ST/ESA/STAT/SER. M/34/Rev.2.

(注5) United Nations, Standard International Trade Classification, Revision 3, New York, 1986. ST/ESA/STAT/SER.M/34/Rev.3.

[1] United Nations, Commodity Indexes for the Standard International Trade Classification, Preliminary Issue, New York, 1953. ST/STAT/SER.M./10/Rev.2.

[2] United Nations, Commodity Indexes for the Standard International Trade Classification, Revision 2, New York, 1981. ST/ESA/STAT/SER.M/38/Rev.

[3] Customs Co-Operation Council, Explanatory Notes to the Brussels Nomenclature, 1955, Brussels, Third Impression, 1964.

[4] Customs Co-Operation Council, Nomenclature; Explanatory Notes, Brussels, 1966.

[5] Customs Co-Operation Council, Harmonized Commodity Description and Coding System: Explanatory Notes, Brusseles, 1986.

[6] United Nations, Economic and Social Council, General Development and Integration of Methodological Work, Including Development Indicators: General Development and Integration of Methodological Work, New York, 1992. E/EC.3/1993/15/Add.1.

[7] 日本関税協会『HSの手引き－国際統一商品分類』東京、昭和62年

[8] 日本関税協会『関税率表解説』、東京、昭和55年（内容改正により逐次改訂）

[9] 日本関税協会『関税率表解説』上下巻、東京、昭和62年（内容改正により逐次改訂）